

市町村要保護児童対策地域協議会における ヤングケアラーへの対応の関する調査（概要）

I 調査の概要

1 調査の目的

平成30年から毎年、厚生労働省の子ども・子育て支援推進調査研究事業においてヤングケアラーに関する調査研究が実施されてきたが、都道府県別の結果が公表されておらず、県内の状況について把握することができなかったことから、本年3月に策定した「児童虐待防止アクションプラン」を踏まえ、今後、本県におけるヤングケアラーの実態把握や支援策の検討を進めるため、各市町村要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応状況を把握するもの。

2 調査方法

厚生労働省が令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（三菱UFJリサーチ&コンサルティングが受託。以下、「令和2年度国調査」という。）において実施されたアンケート調査をベースとして調査票を作成し、各市町村の令和2年度の実績について回答を求めたもの。

ヤングケアラーと思われる子どもを把握した市町村については、個別事例について追加で調査を行った。

3 回答状況

- 対象市町村 33市町村 ・ 回答市町村 33市町村（回収率100%）

II 調査集計結果

1 市町村要保護児童対策地域協議会で把握されているヤングケアラーの件数

令和2年度に県内市町村の要保護児童対策地域協議会において支援対象として登録されている児童のうち、ヤングケアラーと思われるものは34件であった。

要保護児童	登録ケース数	1,593件
	ヤングケアラー数	28件
要支援児童	登録ケース数	1,017件
	ヤングケアラー数	4件
特定妊婦	登録ケース数	309件
	ヤングケアラー数	2件
合計	登録ケース数	2,919件
	ヤングケアラー数	34件

2 市町村別の特徴

回答数が少なく事例が特定されるおそれがあることから、市町村別の数値は非公表とする。なお、全般的に、自治体規模、地域ごとの特性はうかがわれなかった。

3 ヤングケアラーの特徴

本調査ではヤングケアラー全ケースの属性等の調査は行っていないが、県独自に確認した主な事例として例示があったものについてみると、ヤングケアラーは小学生から高校生まで存在しており、そのケアの対象や内容は幼いきょうだいの世話、障がいを持つ親の介助、介護を要する祖父母の介助など多岐にわたっている。